

1 貸付けの相手方

(1) 消費者金融、事業者向け金融の別

- イ 消費者金融 ロ 事業者向け金融

2 貸付けの利率

(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。)

年 20.0 %

3 賠償額（違約金、遅延損害金を含む。）を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合

(場合によって異なるときは、その上限の率、実質年率で記載すること。)

年 20.0 %

(賠償額の計算方法)

約定期日に支払うべき元本 × 賠償年率 × 支払期日超過日数 / 365 (366) 日

4 利息の計算

(1) 利息の計算方法

- ~~イ 先取り~~ ハ 単利 ホ 残債方式 端数利息の処理方法
 ロ 後取り ~~ニ 複利~~ ~~ヘ アドオン方式~~ (**円未満は切捨て**)

(2) 利息の計算の期間

貸付け 当 日からの弁済の 前 日までとする。()

(3) 利息元加の方法

- ~~イ する~~ その場合の方法 ()
 ロ しない

5 返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数

返済の方式	返済期間		返済回数	
	最短 (か月)	最長 (か月)	最少 (回)	最多 (回)
<input checked="" type="radio"/> イ 一括返済方式	<u>1か月</u>	~ <u>3か月</u>		
ロ 元利均等返済方式		~		~
<input checked="" type="radio"/> ハ 元金均等返済方式	<u>3か月</u>	~ <u>36か月</u>	<u>3回</u>	~ <u>36回</u>
ニ 定率リボルビング方式 ()				
ホ 定額リボルビング方式 ()				
ヘ 自由返済方式 ()				
ト その他の方式 ()				
()		~		~

(記載方法)

- 1 該当する内容を○で囲み、他は二本線で消す。
- 2 「貸付けの相手方」欄
 - ア 消費者金融、事業者向けの金融を両方行う場合は、主に行うものを◎で囲む。
- 3 「貸付けの利率」欄
 - ア 自社商品の最高利率を実質年率で記載する。
 - イ 利息の上限は、20.0%である。
 - ウ 小数第一位まで記載する。
- 4 「賠償額を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合」欄は、自社商品の最高の割合を実質年率で記載し、賠償額の計算方法を記載する。(小数第一位まで)
- 5 「利息の計算」欄
 - ア 「(1) 利息の計算方法」欄について、該当する内容を○で囲む。
 - イ 「(2) 利息計算の期間」欄について、両端入れ(当日から当日まで)の場合は、括弧内に、「おどり利息による利息計算をしない」旨を記載する。
 - ウ 「(3) 利息元加の方法」欄について、「する」を選択した場合は、例えば「毎年、貸付日を基準に1年間の経過利息を元金に上乘せする。ただし、年率20.0%を超えない。」など具体的にその内容を記載する。

また、この場合、「(1) 利息の計算方法」において「複利」を選択する。
- 6 「返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数」欄
 - ア 「定率リボルビング方式」を選択した場合、括弧内に「その率」、「元本への返済の約定日(約定日がない場合はその旨)」及び「元本充当の規定の有無」を記載する。
 - イ 「定額リボルビング方式」及び「自由返済方式」を選択した場合、「元本への返済の約定日(約定日がない場合はその旨)」及び「元本充当の規定の有無」を記載する。
- 7 元利均等返済方式・元金均等返済方式は、最低2回以上の返済となるため、返済回数の最少は2以上とすること。

6 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額

消費者向け500千円、事業者向け3,000 千円

7 担保に関する事項

(1) 担保の徴求の有無 有 ~~無~~

(2) 主な担保の種類 (不動産、有価証券)

(3) 保証人の要否 要 ~~否~~

8 手数料に関する事項

徴求する その場合の名称及びその額又は割合 (手数料・調査料
ただし、利息を含め年率20.0%を超えない。)

~~徴求しない~~

9 媒介手数料の割合 (場合によって異なるときは、その上限の率) 該当無し %

10 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別

委任 株式会社△△カード、株式会社□□ファイナンス (近畿財務局長(01)○○○○○号)、
株式会社××商事 (近畿財務局長(01)○○○○○号)

受任 該当無し

11 その他必要と認められる事項

(1) 貸付けの申込方法 店頭

店頭以外 その場合の方法 (FAX・顧客の事務所)

(2) 金銭の交付の方法 店頭

店頭以外 その場合の方法 (銀行振込・現金書留)

(記載上の注意)

- 1 「賠償額」には、賠償額の計算方法を併記すること。
- 2 「利息の計算の方法」は、先取り・後取りの別、単利・複利の別、残債方式・アドオン方式の別及び端数利息の処理方法を記載すること。
- 3 「返済方式」は、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を記載すること。なお、その他の方式がある場合、具体的な名称を括弧書で併記すること。
- 4 「返済の期間」は、返済の方式に応じて最短及び最長の期間を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、元本への返済の約定日 (返済の約定日がないときはその旨) を記載することで代えることができる。
- 5 「返済の回数」は、返済の方法に応じて最少及び最多の回数を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、これを省略することができる。
- 6 「担保に関する事項」は、担保徴求の有無、主な担保の種類及び保証品の要否を記載すること。
- 7 「手数料に関する事項」は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名義のいかんにかかわらず、貸付けに関する費用を徴求する場合に、その名称及びその額又は割合を記載すること。
- 8 「その他必要と認められる事項」は、貸付けの申込みの方法及び金銭の交付の方法について記載すること。

(記載方法)

- 1 「6 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額」欄は、その金額を記載する。
- 2 「8 手数料に関する事項」欄について、利息とみなされないものが、利息制限法（第3条、第6条）及び出資法（第5条の4第4項）に規定されたことに伴い、実情に応じ、貸付けに関する費用を徴求する場合には、その名称及びその額又はその割合を記載する。
- 3 「9 媒介手数料の割合」欄について、その割合の上限の率を記載する。
なお、出資法上の上限は、5.0%である。（小数第一位まで記載）
- 4 「10 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別」欄について、別紙様式第1号第6面「3 金銭の貸付けの代理」を選択した場合、次により記載する。
 - ア 相手方が貸金業者でない場合は、相手方の名称及び本店所在地
 - イ 相手方が貸金業者である場合は、相手方の名称及び貸金業登録番号
- 5 「11 その他必要と認められる事項」欄について、店頭以外を選んだ場合、その方法を具体的に記載する。